

東京大学(駒場)駒場オープンラボラトリー 施設整備事業 入札説明書等に関する質問回答(第1回目)

本質問は、平成15年3月27日(木)～4月14日(月)に受け付けた東京大学(駒場)駒場オープンラボラトリー施設整備事業の入札説明書等に関する質問を入札説明書等の項目順に整理し、記載したものです。
質問は、意見者の記載のとおりを転載しています。

東京大学(駒場)駒場オープンラボラトリー 施設整備事業の入札説明書等に関する質問(第1回目)

< 総括 >

- ・ 質問の受付期間 平成15年3月27日(木)～4月14日(月)
- ・ 回答の公表日 平成15年4月30日(水)
- ・ 入札説明書等に関する質問の受理件数 217 件

| | | |
|---------------------------|---|-------|
| 入札説明書 | : | 21 件 |
| 入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等 | : | 6 件 |
| 様式集 | : | 12 件 |
| 要求水準書 | : | 63 件 |
| 要求水準書・資料 | : | 0 件 |
| 落札者決定基準 | : | 2 件 |
| 事業契約書(案) | : | 109 件 |
| 基本協定書(案) | : | 3 件 |
| その他 | : | 1 件 |

【 注 意 】

回答欄に[]印のある項目は、5月14日を目処に回答する予定です。
(東京大学のPFIホームページに注意してください。)

平成15年 4月30日

東 京 大 学

東京大学(駒場) 駒場オープンラボラトリー 施設整備事業
入札説明書等に関する質問回答(第1回目)

| 番号 | 書類No. | 項目 | 頁 | 1 (条) | 1 (項) | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|----|-------|-------------------|----|----------|----------|-----|----|---|---|--|--|
| 1 | | 事業の範囲 | 3 | 6 | (4) | 2) | ア | | | 施設整備業務の範囲内に 引き渡し業務が含まれておりますが、引き渡しに関連する諸手続き費用(同法書士費用等)はサービス購入費には含まれず、大学より直接お支払いいただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | サービス購入費に含むものとします。 |
| 2 | | 競争参加資格等 | 5 | 8 | (1) | 2) | エ | | | 落札者の選定が終了する日は、前ページのスケジュールに記載される「平成15年8月8日 落札者の決定公表」と理解してよろしいですか。 | ご理解の通りです。 |
| 3 | | 入札執行回数 | 12 | 13 | (4) | | | | | 入札執行回数は、原則として2回とする」とありますが、競争参加資格の確認が一回目、「入札提案書類等」の審査が二回目と理解してよろしいでしょうか。 | 落札者決定基準 5 (1)入札金額の確認の規定によりります。 |
| 4 | | 手続きにおける交渉の有無 | 16 | 18 | | | | | | 手続きにおける交渉につきまして、無とする」とされておりますが、事業契約書(案)に関する交渉等については、協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | 入札手続に関する交渉を行わないという意味です。ただし、契約の締結に当たっても、軽微な事項を除き、落札者の入札金額及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意してください。 |
| 5 | | 特別目的会社の設立 | 16 | 20 | | | | | | 全ての出資者は特別目的会社の株式について、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない」とありますが、資金調達に必要な金融機関による担保設定等については承諾いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | 選定事業者の書面による申請に基づき、大学の経済的な利益に反しない限り、前向きに検討します。 |
| 6 | | 支払条件等 | 16 | 22 | | | | | | 大学は、国庫債務負担行為により、本施設の施設整備費相当と維持管理費等相当を施設引き渡しの日から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約書の定めるところにより支払うとありますが、大学が法人化された場合でも変わらないものと理解してよろしいでしょうか。 | 大学が法人化された場合でも、大学から選定事業者への支払いについて、何ら影響を及ぼすものではないものとご理解ください。 |
| 7 | | 基本協定の締結 | 16 | 19 | | | | | | 落札決定後7日以内に基本協定を締結しなければならない旨の記載がありますが、構成員各社の捺印手続等だけでも非常にタイトなスケジュールとなります。事業スケジュールの兼ね合いで規定されたものと認識しておりますが、「速やかに」と等と表現を修正していただければ幸いです。 | 7日以内としますので、ご協力をお願いします。 |
| 8 | | 事業契約書の締結 | 16 | 21 | (3) | | | | | 軽微な事項」とありますが、落札後に事業契約案などについて協議する機会があるとの理解でよろしいでしょうか。 | 契約内容の確認等を目的とした協議を行う予定です。その際に軽微な事項については調整する場合がありますと考えます。 |
| 9 | | 事業契約書の締結 | 16 | 21 | (4) | | | | | 違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある」とありますが、どのような場合に請求することを想定されていますでしょうか。落札者に正当な事由があり事業契約を締結しない場合は、違約金は請求されないと理解してよろしいでしょうか。 | 落札者の責めに帰すべき事由がない場合は、違約金を請求しません。 |
| 10 | | 支払条件等 | 17 | 22 | (1) | 1) | | | | 施設整備費相当について、年2回の割賦方式により26回に分けて均等に支払う」とされておりますが、これは消費税除去での元利均等であり、毎年の支払い額のうち元本に消費税を加算した場合、支払金額にはばらつきが生じるものと理解してよろしいでしょうか。 | 施設費相当の「総額」及び、施設費相当の「総額」の100分の5に相当する金額(消費税等相当額)を、平成17年10月を第1回とし平成30年4月を最終回とする、年2回・全26回に分けて均等に支払います。 |
| 11 | | 随意契約により締結する予定の有無 | 19 | 24 | | | | | | 「本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定」が無しとされておりますが、大規模修繕等、本件事業の契約相手方が、維持管理業務と一体的に行った方が効率的な場合もありうと思われれます。再考いただきたくお願い致します。 | 本事業期間中における大規模修繕の実施は、現在のところ想定しておりませんが、必要に応じて、大学が実施します。調達方法は、その時点で最も適切な方法により行います。 |
| 12 | | 事業実施に関する事項 | 20 | 1 | | | | | | 「選定事業者の権利義務に関する制限 1 選定事業者の権利義務等に関する制限 の(1)乃至(4)に規定される禁止事項について、選定事業者が本事業に必要な資金調達に関して金融機関等から要求された場合には、大学によりご承諾いただけるものと理解してよろしいですか。 | 選定事業者の書面による申請に基づき、大学の経済的な利益に反しない限り、前向きに検討します。 |
| 13 | | 選定事業者の権利義務等に関する制限 | 20 | 1 | | | | | | 選定事業者の権利義務等に関する制限について、資金調達に必要な金融機関による担保設定等についてはご承諾いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | 選定事業者の書面による申請に基づき、大学の経済的な利益に反しない限り、前向きに検討します。 |
| 14 | | 大学の法人化 | 21 | 4 | (2) | 4) | | | | 「大学が法人化された場合でも、大学から選定事業者への支払いについて何ら影響を及ぼすものではない」とありますが、「別添資料 国立大学法人化に伴うPFIの取扱について」をもって直ちにそのような理解とはならないものと思われれます。大学から事業者への支払いが困難となった場合等については、予め予算措置がなされるが、国により支払いがなされるものと理解してよろしいでしょうか。 | 「大学が法人化された場合でも、大学から選定事業者への支払いについて、何ら影響を及ぼすものではない」とご理解ください。 |

| 番号 | 書類No. | 項目 | 頁 | 1 (条) | 1 (項) | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|----|-------|----------------------|--------|----------|----------|-----|----|---|---|---|---|
| 15 | | 事業実施に関する事項 | 21 | 4 | (2) | (3) | | | | 直接協定を締結する大学とは、文部科学省より事務委任されている発注者で、平成16年に予定されている国立大学法人化に際しては協定締結者が文部科学省から国立大学法人に変更され、契約の内容はすべて継承されとの理解でよろしいでしょうか。 また、事前に銀行団の承認を得てから変更の手続きがなされるよう直接協定にて規定することは可能でしょうか。 | 別添資料 国立大学法人化に伴うPFIの取扱について」にて示す通りです。法人化に係る変更の手続きに関しては、現時点でお答えすることは困難です。 |
| 16 | | 事業実施に関する事項 | 22 | 4 | (5) | (1) | | | | 入札説明書 4.(5)1)に関する事項ですが、国立大学法人化に伴い、敷地、建物及び設備等の資産についても国立大学法人の財産に移管されとの理解でよろしいでしょうか。 また、直接協定において、国立大学法人が敷地、建物及び設備等をSPC以外の第三者の債務に対する担保として差し入れることを制限することは可能でしょうか。 | ご理解のとおりです。大学による担保の制限を行うことは想定しておりません。 |
| 17 | | 事業契約に違反した場合等の取扱い | 23 | 6 | (3) | | | | | 契約を拒んだ場合の「正当な理由」の有無について争いがある場合、行政不服審査手続或いはこれに類する手続に基づく抗弁の機会が与えられ、客観的な判断がなされるものと理解して宜しいでしょうか。 文部科学省が実施する入札への参加が認められなくなる場合がある、とありますが、これは、国の指名停止基準及び措置要領に基づいて行われるものと理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 18 | | 提出書類 | 25 | 6 | | | | | | 「バインダー綴じ」とのご指定ですが、バインダーとは、綴じ具が30穴のもののご指定でしょうか。それとも2穴のリングファイルやパイプファイルでも差し支えないのでしょうか。 | 2穴のリングファイルやパイプファイルでも差し支えありません。 |
| 19 | | 国立大学法人化に伴うPFの取扱いについて | 27 | | | | | | | 別添資料に記載の「所要の措置」を文部科学省が講ずることの効果は、国立大学法人の長期債務の支払いを国が保証したのと同等のものと理解して宜しいでしょうか。 国立大学法人が起債する債券の償還と、本事業に係る長期債務の償還との優先順位は、どちらが先順位となるのでしょうか。 別添資料の内容の文書を文部科学省から直接大学宛に発行いただいたうえ、これをSPCが資金調達を行う際の金融機関に開示いただくことは可能でしょうか。 | 別添資料 国立大学法人化に伴うPFIの取扱について」にて示す通りです。 現時点では、お答えする事ができません。 現時点においては、文部科学省から直接大学宛に当該資料を発行されることは想定しておりません。 |
| 20 | | 国立大学法人化に伴うPFの取扱いについて | 27, 28 | | | | | | | 入札説明書(別紙)の国立大学法人化に伴うPFI事業の取扱いについて」により、国立大学法人化に伴う財源措置、予算措置に関するご回答がありました。本事業に関し個別に新たに公表して頂けるのでしょうか、ご教示願います。 | 現在のところ、個別に新たに公表する予定はありません。 |
| 21 | | 国立大学法人化に伴うPFの取扱いについて | 27, 28 | | | | | | | 入札説明書(別紙)記載事項である予算措置の手法に関してですが、PF契約で定める施設の建設に係る対価に相当する額は「施設費」として、また維持管理業務に係る対価に相当する額は「運営費交付金」として、それぞれ区分して手当てされるとの理解でよろしいでしょうか。 また、上記の場合、「施設費」は、すべてPF事業契約に基づくサービス購入費に充当されるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 22 | | 基準金利の確定時期 | 3 | 2 | (1) | (1) | | | | 金利の固定は落札者決定の日となっておりますが、入札説明書のスケジュールにある「落札者の決定・公表(平成15年8月8日)」が基準金利の確定日という理解でしょうか? | 契約金額の積算根拠として採用する金利の固定は、落札者決定の日をもって行うものとします。 落札者決定の日とは、平成15年8月8日(予定)とします。 |
| 23 | | 施設整備費相当 | 3 | 2 | (1) | (1) | | | | 施設整備費相当は、完全に平準化され、とありますが、後に施設費相当に係る消費税等の支払方法について記載されていることから、ここで平準化される施設整備費相当とは、税抜きの施設費相当と割賦金利とを合算した額であるとの理解で宜しいでしょうか。 | |
| 24 | | 施設費相当に係る消費税等の支払方法 | 3 | 2 | (2) | (1) | ウ | | | 施設費相当の100分の5に相当する金額(消費税相当額)が平準化して支払われる旨の記述かと存じますが、SPCの会計処理上の仮受消費税等計上額については、会計法規に従って、各期に支払われた施設費相当と施設費相当に係る消費税等相当額とを合算した額(課税売上)の105分の5であるとの理解で宜しいでしょうか。 この場合、各期において大学が「施設費相当の100分の5(消費税等相当額)」として支払った金額と、SPCが計上した「仮受消費税等」の金額とは一致しないこととなりますが、様式集様式53-1,2の長期収支計画の作成にあたっては、SPCの会計及びキャッシュフローの実態に即して、SPCの会計処理上の仮受消費税等の金額を、収支計画上の消費税等とすることとして宜しいでしょうか。 | |
| 25 | | サービス購入費の支払方法 | 3 | 2 | (1) | (1) | | | | 金利固定化日(基準日)が落札者決定日となると、実際に融資が行われる引渡予定日までの金利変動リスクが、事業者の提案するスプレッド(利ざや)に反映されることになり、結果的に大学の負担が増加することになります。 金利固定化日(基準日)を落札者決定日から引渡予定日に変更することは可能でしょうか。ご教示願います。 | 原案通りとします。 |

| 番号 | 書類No. | 項目 | 頁 | 1 (条) | 1 (項) | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|----|-------|---|----|----------|----------|-----|----|---|---|---|--|
| 26 | | サービス購入費の支払方法 | 3 | 2 | (1) | 1) | | | | 施設整備費の支払期間は12.5年間ですが、基準金利が10年物のスワップレートとなっております。資金調達の際に、基準金利決定日から施設整備費支払いまでのフォワード分や10年から12.5年までのイールドカーブの変化が、スワップ等に転嫁されることになり、結局は全体のコスト上昇となる可能性があると思われます。基準金利については、応募者の提案に任せるということにするのは可能でしょうか。 | 基準金利は、6か月LIBORベース10年もの(円/円)金利スワップレートを用いてください。 |
| 27 | | 維持管理費等相当の改定 | 5 | 2 | (3) | 2) | イ | | | 維持管理費相当の改定について、当該年度の8月の指数を使用し、当該年度10月及び翌年度4月の支払額を改定することとなっておりますが、物価スライドを予測し対応することが非常に困難なため、例えば前年度8月の指標を用いて当該年度の支払額を改定するなど、ご検討いただけますでしょうか？ | 原案通りとします。 |
| 28 | | | 3 | | | | | | | 11資金調達計画等に係る提案書の(5)~(10)の項目の様式番号(様式54~59)に対応する様式集(69ページ~74ページ)の様式番号に齟齬が見受けられますが、3ページの項目に対応する様式番号が正と理解して宜しいでしょうか？ | お考えの通りです。 |
| 29 | | 様式11 | 20 | 2 | | | | | | 請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であることを証する書類」について、具体的に明示願います。 | 入札参加者の維持管理業務における提案において、維持管理に当たる者が特別(一般的な資格を除く)に必要とする資格があると判断する場合に提出してください。当該資格の証明の提出がない場合でも差しつかえありません。 |
| 30 | | 様式52 資金調達計画等 事業費の調達 | 66 | | | | | | | 事業費の総額」における事業費とは、消費税込みの初期投資額、消費税抜きの初期投資額のとどちらの意に理解すれば宜しいでしょうか。もしくはそれ以外の概念でしょうか。 | 消費税抜きでお願いします |
| 31 | | 様式53-2 | 68 | | | | | | | 長期事業収支計画表(その2)資金収支計算書について「割賦売却金取り崩し」とありますが、会計処理によっては「割賦原価」と読み替えてよろしいでしょうか。 | お考えの通りです。 |
| 32 | | 様式53-2 | 68 | | | | | | | 長期事業収支計画表(その2)資金収支計画表について「減価償却費」とありますが、本事業はBTOですが、どのようなものを想定しているかご教授ください。 | SPCが事務室を確保する場合の什器備品等に係る減価償却を想定しています |
| 33 | | 様式56 | 71 | | | | | | | 建物保守管理業務 設備保守管理業務 外構維持の修繕・更新費用(大規模修繕を除く)は、どの費目に金額を算入すれば宜しいでしょうか？ | 建物保守管理業務 設備保守管理業務 外構維持管理業務の修繕・更新費用(大規模修繕を除く)は、それぞれ、建物保守管理業務 設備保守管理業務 外構維持管理業務に算入してください。 |
| 34 | | 資金調達計画等に 係る提案書の作成 にあたっての注意 事項 | 75 | | | | | | | <様式53-1~2>長期事業収支計画表(その1)(その2)の7について、消費税が割賦金利にはかからないことを踏まえ、施設整備費相当」と施設費相当に対する消費税等」がともに完全に平準化することはないものと思われず、この点の考え方につきご教授ください。 | |
| 35 | | 資金調達計画等に 係る提案書の作成 にあたっての注意 事項<様式53-1~2> 共通事項 | 75 | 2 | | | | | | 消費税及び物価変動を考慮しない金額を記入してください」とありますが、建中の資金収支においても、本事業に係る投資」は全て税抜額とし、かつ仮払消費税の還付も無い、という前提で記載するのでしょうか。 | お考えの通りです。 |
| 36 | | 資金調達計画等に 係る提案書の作成 にあたっての注意 事項<様式53-1~2> 損益計算書 | 75 | 5 | | | | | | 予算ベースや対象年度ではなく、支払実施年度月次での記入」とのことですが、各期の収益、費用、損益の認識を全て現金ベースで行うことを求めたものと理解して宜しいでしょうか。 | お考えの通りです。 |
| 37 | | 資金調達計画等に 係る提案書の作成 にあたっての注意 事項<様式53-1~2> 国(大学)の 支払額 | 75 | 7 | | | | | | 消費税率5%かつ割賦金利に対する消費税等が支払われない前提では、税抜きの「施設整備費相当」と施設費相当に対する消費税等の両方を完全に平準化するのは、少なくともSPCの会計処理上は不可能と思われます(元利均等で計算した施設整備費相当のうち施設費相当の額は毎回変動するため、課税売上の105分の5で算出される仮受消費税計上額も毎回変動せざるをえない)。従って、消費税等が平準化されるといっては飽くまで消費税等に相当する金額について大学の支払方法を示したに過ぎず、損益計算書の売上欄に記載する各期の施設整備費相当の額は、大学から支払われる施設費相当と施設費相当に対する平準化された消費税等相当とを合算した額(課税売上)の105分の100に、割賦金利相当額を加算して得た額であるとの理解で宜しいでしょうか(この場合、記載金額は毎回同額とならない)。それとも、SPCの会計処理の実態から離れて、税抜きで計算した元利均等の施設整備費相当額を記載することを求めているのでしょうか。 | |

| 番号 | 書類No. | 項目 | 頁 | 1 (条) | 1 (項) | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|----|-------|---|----|----------|----------|-----|----|---|---|---|---|
| 38 | | 資金調達計画等に 係る提案書の作成にあたっての 注意事項<様式53-1~2>国(大学)の 支払額 | 75 | | 9 | | | | | 大学の支出額、各項目のうち「」印の付いている項目は大学で記入しますとあり、長期収支計画表の「消費税」欄に「印が記入されていますが、消費税等については算出はするが応札者にて記載する箇所はないと理解して宜しいでしょうか。 | お考えの通りです。 |
| 39 | | 資金調達計画等に 係る提案書の作成にあたっての 注意事項 | | | | | | | | <様式54>入札金額内訳書(施設整備費相当の内訳書)の3について、不動産取得税は非課税とされておりますが、必要に応じて県税事務所等に問い合わせる旨記載されております。基本的に、不動産取得税は非課税として提案し、結果的に課税された場合については合理的な増分費用については大学に負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | 不動産取得税は非課税扱いです。ただし、事業者と建設業者間で締結される建設工事請負契約及び約款において別紙に示す追加条項、追加条項が規定されていることが条件です。なお、必要に応じて県税事務所又は総務省自治税務局都道府県税課にお問い合わせ下さい。 |
| 40 | | 施設の特徴 | 1 | | 3 | | | | | 利用を希望する研究グループの利用期間及び想定利用人数について明示願います。 | 利用期間は短期(1年程度)及び中期(3~5年程度)を想定しています。また、1研究事業に対する研究者数平均は10名程度と考えます。(ラボ概要より) |
| 41 | | 敷地条件 | 3 | | 4 | 12 | | | | 食堂・会議室棟(東側)は、将来移転し、ユニヴァーシティ広場と一体の広場として利用する事も計画していると思いますが、配置計画におきまして、将来の広場計画を充分考慮し本対象外敷地計画を含んだ提案としてよろしいでしょうか。また、その各種コストは本計画に含まれるのでしょうか。 | 提案は、あくまでも本対象敷地のみを対象とします。ただし、食堂・会議室棟(東側)が、将来移転し、ユニヴァーシティ広場と一体の広場として利用することを念頭にいった配置計画としてください。 |
| 42 | | 業務全般に関する 要求水準 | 3 | | | | | | | インフラ整備状況に都市ガス150とありますが、別添図【設備系統インフラ図】の会議・食堂棟及び16号館間のメイン管(150)から新規に分岐取出しと考えると宜しいでしょうか。 | お考えの通りです。 |
| 43 | | 業務全般に関する 要求水準 | 3 | | | | | | | インフラ整備状況に上水道100とありますが、別添図【設備系統インフラ図】の会議・食堂棟及び16号館間のメイン管(100)から新規に分岐取出しと考えると宜しいでしょうか。 | 共同溝内のメイン管(100)から分岐取り出しとします。要求水準書9頁2)及び別添資料2及び4-2-2を参考にしてください。 |
| 44 | | 業務全般に関する 要求水準 | 3 | | | | | | | インフラ整備状況に公共下水道300とありますが、別添図【設備系統インフラ図】の会議・食堂棟及び16号館間のメイン管(300)に接続と考えると宜しいでしょうか。また、接続するメイン管の埋設深さをご教示願います。 | お考えの通りです。メイン間の埋設の深さは、計画地盤高40.48m 管底高 約GL-5m |
| 45 | | 施設概要 | 4 | | 5 | (2) | | | | 施設概要(2)構成注2)において、特殊空間設置に伴う空調機器設置スペースや電源確保のため、どの程度の規模、数量の特殊空間を想定すればよいでしょうか。 | 現時点では大電力を要する実験及び高精度の室内条件を伴う実験は想定していません。副表1・2・3をもとに事業者からの提案によるものとします。 |
| 46 | | 業務全般に関する 要求水準 | 4 | | 5 | (2) | 1) | | | 研究室関連の中で、研究実験室(A)及び(B)の面積は「室の機能上問題無ければ、若干の増減は構わない」とあり、また副表-1「専用スペースの用途と補足事項」の中で、「研究実験室は100㎡を1ユニットとして…」とありますが、その増減許容範囲は、別添資料の資料5の計画建物イメージ図に示された参考案程度と考えると宜しいでしょうか。 | お考えの通りです。 |
| 47 | | 本事業の基本コンセプト | 5 | | 6 | (1) | 5) | イ | | 本施設においてもユニバーサルデザインやバリアフリー等に配慮した施設とありますが、計画敷地内でユニヴァーシティ広場から計画建物内部受付までの誘導点字ブロック等の設置が必要でしょうか。 | 1階ピロティ及びエントランスは必要です。外部については事業者提案によるものとします。 |
| 48 | | 内装計画 | 6 | | 1 | (1) | 4) | | | 内装計画で、部位の機能に応じ、防塵、防水、防音、防振対策を行うこととありますが、電磁波シールド等の研究・実験に配慮すべき点をご教示ください。 | 共用部分については事業者からの提案によるものとします。なお、実験に必要なシールドブース等は大学側にて調達するものとします。(18頁副表3) |
| 49 | | 施設整備業務に関する 要求水準 | 6 | | 1 | (3) | 1) | ア | | 既設設備センター内の特高受変電設備及び既設産学内の高圧受変電設備に関する下記関係資料をご提示ください。 1.特高受変電設備系統図 2.特高受変電室機器配置図 3.特高受変電室内配線ルート図 4.特高受変電設備機器メーカー | 施設部企画課にて提示(閲覧)します。 |
| 50 | | 施設整備業務に関する 要求水準 | 6 | | 1 | (3) | 1) | ア | | 既設設備センター内の中央監視設備に関する下記資料をご提示ください。 1.中央監視設備システム図 2.中央監視室機器配置図 3.中央監視室内配線ルート図 4.中央監視設備機器メーカー | 施設部企画課にて提示(閲覧)します。 |
| 51 | | 施設整備業務に関する 要求水準 | 6 | | 1 | (3) | 1) | ウ | | 点検時の仮設用電源の容量若しくは対象範囲をご指示ください。 1.単相電源 : ? VA 2.三相電源 : ? VA | 単相及び三相とも、各階毎に2kVA程度とします。 |

| 番号 | 書類No. | 項目 | 頁 | 1 (条) | 1 (項) | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|----|-------|----------------|---|----------|----------|-----|----|---|---|--|---|
| 52 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 6 | 1 | (3) | 1) | | オ | | 既設設備センター内の電話交換設備に関する下記資料をご提示ください。 1.電話交換機器図 2.電話交換機室機器配置図 3.電話交換機室配線ルー ト図 4.電話交換機メーカー | 施設部企画課にて提示 (閲覧)します。 |
| 53 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 6 | 1 | (3) | 1) | | オ | | 既設情報設備に関する下記資料をご提示ください。 1.情報システム図 2.各棟の機器配置図 3.各棟の配線ルー ト図 4.情報設備機器メーカー | 施設部企画課にて提示 (閲覧)します。 |
| 54 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 6 | 1 | (3) | 1) | | ク | | 既設防災センター内の方法設備に関する下記資料をご提示ください。又、既設防災センターからの放送は一言放送として考えてよろしいでしょうか。 1.学園内放送設備系統図 2.防災センター放送設備機器図 3.防災センター機器配置図 4.防災センター配線ルー ト図 5.放送設備機器メーカー | 施設部企画課にて提示 (閲覧)します。 |
| 55 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 6 | 1 | (3) | 1) | | ケ | | 既設防災センター内の防災監視設備に関する下記資料をご提示ください。 1.防災監視設備システム図 2.防災監視盤機器配置図 3.防災監視盤機器メーカー | 施設部企画課にて提示 (閲覧)します。 |
| 56 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 7 | 1 | (3) | | | | | 各種機器や配管・ダクト類については、地震時の転倒防止、防振等に配慮し、適切な耐震措置を施すこととなりますが、想定する地震の規模をご教示下さい。 | 地震力の算定に当たっては、学校建物の安全性及び機能性を考慮し、基準法施行令による値を1.25倍とすることを標準とする。 耐震安全性の分類は、「人命及び物品の安全性が特に必要な施設でかつ多数の者が利用する施設」とし、構造体を「A類、建築非構造部材をB類、建築設備を乙類」とする。 |
| 57 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 8 | 1 | (3) | 1) | | オ | | 基板増設及びPHS用アンテナ機種選定を行うため、既設電話交換機の機種・型番をご提示下さい | 施設部企画課にて提示 (閲覧)します。 |
| 58 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 8 | 1 | (3) | 1) | | オ | | ソフト変更費用を見込むため、既設電話料金課金ソフトの仕様の情報をご提示下さい | 既設電話料金課金装置のソフト変更は別途大学が行うものとし、本事業範囲外とします。 |
| 59 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 8 | 1 | (3) | 1) | | オ | | PHSを含めた電話機器の調達・整備・維持管理は本事業の整備範囲外と考えて宜しいでしょうか？ | 構内PHS用アンテナの設置は事業範囲とします。電話機の設置、番号設定、維持管理は別途大学にて実施します。 |
| 60 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 8 | 1 | (3) | 1) | | オ | | 公衆電話に関して、NTT側の事業であるため、NTTが設置を拒否した場合のリスクや代替案の負担に関しては、SPC側に責任が無いものと解釈して宜しいでしょうか？ | 公衆回線の協議については別途大学が行います。配管・配線については事業範囲とします。 |
| 61 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 8 | 1 | (3) | 1) | | オ | | LAN機器及びLANラックについては、今回SPC側の整備範囲外と考えて宜しいですか。 | LANラックは事業範囲とします。 |
| 62 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 8 | 1 | (3) | 1) | | オ | | LAN配線については、今回SPCの整備範囲に含むと考えて宜しいですか。その場合、各階EPS内のパッチパネルから情報コンセントまでの配線を整備範囲と考えて宜しいですか。 | お考えのとおりです。 |
| 63 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 8 | 1 | (3) | 1) | | オ | | LAN配線の内、基幹LAN (メインスイッチから各階スイッチまでのLAN配線)は整備範囲外と考えて宜しいですか。整備範囲の場合、光ファイバーなのかUTPなのか、またどの程度の数 (心数) が必要なのかご指示願いますか。 | 整備範囲内とし、各階へ光ケーブル (G1-8C程度)を敷設とします。 |
| 64 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 8 | 1 | (3) | 1) | | オ | | 各階LAN配線について、ケーブル種類 (Cat5e、Cat6等)を含め、要求仕様をご指示願います。 | Cat 6とします。 |
| 65 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 8 | 1 | (3) | 1) | | オ | | 配線費用算出のため、各諸室毎の必要電話回線数と情報コンセント数をご提示下さい。 | 20㎡に各 1個程度とします。 |
| 66 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 8 | 1 | (3) | 1) | | オ | | 統合配線のため、電話数量及び情報コンセント数量の大まかな数量提示が無い場合、各階毎のパッチパネルが何Port対応で何面必要となるかご指示下さい。 | 20㎡に各 1個程度とします。 |
| 67 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 8 | 1 | (3) | 1) | | オ | | 生産研(棟)より本施設や本施設より 新 4号館・3号館・産学」への敷設する光ケーブルは、それぞれのよう仕様で何心敷設すればよいかご指示下さい。 | 光ケーブル (G1-24C+SM-8C程度)を敷設とします。 |
| 68 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 8 | 1 | (3) | 1) | | オ | | 今回の各光ケーブルの敷設は、光成端箱止めかそれともスイッチまでの配線となるか、どこまでがSPCの整備範囲となりますか。 | パッチ成端 (光コート付き)までを事業範囲とします。 |

| 番号 | 書類No. | 項目 | 頁 | 1 (条) | 1 (項) | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|----|-------|---------------------|----|----------|----------|-----|----|----|---|--|---|
| 69 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 8 | 1 | (3) | 1) | オ | | | 基盤増設した既設電話交換機やソフト変更後の既設電話料金課金ソフトの保守費用は本事業の範囲外と考えよろしいですか？ | お考えのとおりです。 |
| 70 | | 施設整備の要求水準 | 9 | 1 | (3) | 1) | コ | | | セキュリティ設備の要求水準において「指定された室についてIDカードを利用した入退室管理方式を採用する」とありますが、IDカードは、施設利用者の身分証明書等と兼用するタイプを使用し、且つ、個人別の入退室履歴までをデータ管理するものど理解して宜しいでしょうか？ | お考えのとおりです。 |
| 71 | | 機械設備における基本的要件 | 10 | 1 | (3) | 2) | イ | | | 換気設備において、ドラフトチャッパ-排気(外)SUS製300丸(外)同等以上)の各室本数、及びドラフトチャッパ-の発停によりそれら排気量と同等量の外気処理空気を供給する旨が記載されておりますが、風量に関しては特に明記されていません。つきましては、外気処理風量として各々外風速10m/secを想定しますが宜しいでしょうか。 | お考えのとおりです。 |
| 72 | | 機械設備における基本的要件 | 10 | 1 | (3) | 2) | イ | | | 換気設備において、「ドラフトチャッパ-を設置しない研究実験室等の換気は全熱交換器付ファンを設置すること。」とありますが、ドラフトチャッパ-を設置しない研究実験室等とは、情報系研究事件室及び研究・ユーティリティームと考えて宜しいでしょうか。 | 情報系研究実験室、研究・ユーティリティーム及び研究実験室(B)とする。 P.15補足事項参照 |
| 73 | | 昇降機設備 | 11 | 1 | (2) | | エ | | | 昇降機設備で、シャフトは透明感のある素材としますが、建設費、メンテナンス費等がかかるため設計変更はできますか。 | 透明感のある素材としてください。 |
| 74 | | 植栽 | 11 | 1 | (4) | 2) | | | | 支障樹木の品種及び数量について明示願います。 | 支障樹木は目通り30cm、高さ8mのタブノキ1本です。 |
| 75 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 13 | 2 | (1) | | | | | 外部開口部(サッシュ、ドア、設備)、内部開口部、内装仕上げ、外壁、間仕切り等、研究施設として必要な防音対策、遮音対策を十分行うこととありますが、具体的な数値基準が示されていません。隣接する新4号館、及び「理学」内の同様諸室の防音、遮音性能と同等と考えて宜しいでしょうか。 | お考えの通りです。 |
| 76 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 13 | 2 | (1) | | | | | 外部開口部(サッシュ、ドア、設備)について、水密性能、気密性能、対風圧性能の具体的な数値基準が示されていません。隣接する新4号館、及び「理学」内の同様開口部の性能と同等と考えて宜しいでしょうか。 | お考えの通りです。 |
| 77 | | 各エリアの要求水準 | 14 | 2 | (2) | 7) | | | | 建物から発生するゴミ等を分別する場合、その分類数はいくつか。また、分類するゴミの種類もご教示願います。 | 施設部企画課にて提示(閲覧)します。本事業及び駒場における廃棄物の分別については、別途施設部企画課が提示する閲覧資料を参考にしてください。 |
| 78 | | 施設整備業務に関する要求水準 | 14 | 2 | (2) | 8) | | | | 屋外設備機器置き場を含め、建物内(特に研究実験室)隣接建物、近隣(特に西側の住宅ゾーン)への騒音対策、振動対策を十分行うこととありますが、具体的な数値基準が示されていません。隣接する新4号館、及び「理学」内の同様設備の騒音対策、振動対策と同等性能を確保することと考えて宜しいでしょうか。 | お考えの通りです。 |
| 79 | | 別表-1 | 15 | | | | | | | 補足事項の共通事項に「実験に必要となる特殊空間(低温室、恒温室、動物飼育室、クリーンルーム等)については研究室に別途大学(利用者)が設置する。」とありますので、同上特殊空間分の換気量等は特に見込む必要は無く一般的な室内換気量を確保すれば良いものと考えて宜しいでしょうか。 | お考えの通りです。 |
| 80 | | 別表-1]専用スペースの用途と補足事項 | 15 | | | | | | | 会議室の補足事項において、「来客に研究のプレゼンテーションを行なえるようにすること」をありますが、具体的にどのような機器を設置すればよいですか？ | パソコン及びプロジェクタ等は大学が準備します。18頁の別表-3]を参考としてください。 |
| 81 | | 別表2 | 16 | | | | | 9) | | 実験用給排水換気設備において、ケミカル材料系研究室、生物系研究室に給水給湯排気は可(室への突出)しまで本事業範囲、以降は別途(工事)とのことですが、各室での必要量が特に明記されていません。各室での必要量をご教示いただくか、もしくは設置予定の実験機器リストを公表していただけないでしょうか。 | 現時点では大電力を要する実験及び高精度の室内条件を伴う実験は想定していません。別表1・2・3]をもとに事業者からの提案によるものとします。 |
| 82 | | 別表-2]各エリアの要求水準 | 16 | | | | | 5) | | 電話情報設備の先行統合情報配線システム欄が11のエリアは、電話コンセントは必要なく構内PHSの利用のみと考えてよろしいですか？ | 電源コンセント、電話及び情報コンセントを一体として想定しています。電源は別表2-照明コンセント用)、電話及び情報コンセントは2.0mに1個程度としてください。 |
| 83 | | 別表-2]各エリアの要求水準 | 17 | | | | | 5) | | 11電力情報ベアジョイントボックス(スイッチングハブ付)による対応は、電力用コンセントと情報用コンセントが一体化したものが想定されますが、フレキシビリティを考慮して、それぞれ別々にして近接に設置する方法でも宜しいですか。 | お考えのとおりです。 |
| 84 | | 別表-2]各エリアの要求水準 | 17 | | | | | 5) | | 11電力情報ベアジョイントボックス(スイッチングハブ付)による対応は、スイッチングハブとして何Portが必要とお考えですか。 | 情報コンセントは2.0mに1個程度としてください。 |

| 番号 | 書類No. | 項目 | 頁 | 1 (条) | 1 (項) | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|----|-------|-------------------|----|----------|----------|-----|----|---|---|---|---|
| 85 | | 建物保守管理業務の対象 | 22 | 3 | (1) | | | | | 別途大学が設置した特殊空間(低温室、恒温室、動物飼育室、クリーンルーム等)は本業務の対象外と理解して宜しいでしょうか。 | お考えの通りです。 |
| 86 | | 設備保守管理業務 | 23 | 4 | (4) | 1) | | | | 運転日誌の内容の一つである「電力供給日誌」において、前述日誌にあたる内容は8頁 1 (3) 1) アの検針業務と考えてよろしいでしょうか。 | お考えの通りです。 |
| 87 | | 設備保守管理業務の対象 | 23 | 4 | (1) | | | | | 別途大学が設置した特殊空間(低温室、恒温室、動物飼育室、クリーンルーム等)は本業務の対象外と理解して宜しいでしょうか。 | お考えの通りです。 |
| 88 | | 日常清掃衛生管理・定期清掃衛生管理 | 25 | 6 | (4) | (5) | | | | 別途大学が設置した特殊空間(低温室、恒温室、動物飼育室、クリーンルーム等)は(4)及び(5)の*に記載する「研究実験室、研究・ユティリティールームを除く諸室、供用部分」には含まれないと理解して宜しいでしょうか。 | お考えの通りです。 |
| 89 | | 清掃衛生管理業務 | 26 | 6 | (9) | 1) | | | | ごみ及び一般廃棄物において、「ごみ」とは何を指しているのでしょうか。一般廃棄物のほか、産業廃棄物及び粗大ごみを包括した内容であるとの理解でよろしいでしょうか。 | 「ゴミ」と「一般廃棄物」の違いについては明確な区別はしていません。尚、駒場での廃棄物の取り扱いについては、別途施設部企画課にて提示する閲覧資料を参考にしてください。 |
| 90 | | 清掃衛生管理業務 | 26 | 6 | (9) | 2) | | | | ごみを定期的に分別・運搬・集積するとありますが、その頻度及び時間帯をご教示願います。 | 駒場での廃棄物の取り扱いについては、別途施設部企画課にて提示する閲覧資料を参考にしてください。現在駒場では、平日の月水金を燃えるゴミの回収廃棄、火木を燃えないゴミの回収廃棄としています。 |
| 91 | | 清掃衛生管理業務 | 26 | 6 | (9) | 3) | | | | 一般廃棄物は、適正な方法で処理するとありますが、定期的な分別・運搬・集積以外に異なる業務があるのでしょうか。 | 駒場での廃棄物の取り扱いについては、別途施設部企画課にて提示する閲覧資料を参考にしてください。 |
| 92 | | 警備業務 | 26 | 7 | (1) | | | | | 本施設の運営時間帯をご教示願います。 | 平日の8:30から17:00とします。 |
| 93 | | 維持管理業務に関する要求水準 | 26 | 6 | (9) | | | | | (9)ごみ及び一般廃棄物の収集・集積に記載されている「ごみ」とは、廃棄物の清掃及び処理に関する法律において定義される一般廃棄物又は産業廃棄物のいずれに該当するものと理解すればよろしいですか。 (9)ごみ及び一般廃棄物の収集・集積に関して、事業者は一般廃棄物又は産業廃棄物に関する収集運搬の許可を受ける必要がありますか。 3)建物内のゴミ置場に集積された一般廃棄物の適正な方法による処理に関して、事業者から一般廃棄物処理業者へ処理を委託することによる方法は認められますか。 | 「ゴミ」と「一般廃棄物」の違いについては明確な区別はしていません。尚、駒場での廃棄物の取り扱いについては、別途施設部企画課にて提示する閲覧資料を参考にしてください。又、廃棄物の学外への搬出は大学に行います。 |
| 94 | | ごみ及び一般廃棄物の収集・集積 | 26 | 6 | (9) | 3) | | | | ごみ及び一般廃棄物は分別・収集・集積までが事業者の業務範囲内と考えられますが、一般廃棄物については建物内のごみ置場に集積されたものを適正な方法で処理をすることが要求されています。この一般廃棄物の適正な処理とは、具体的にどのような業務を指すのかご教示願います。 | 駒場での廃棄物の取り扱いについては、別途施設部企画課にて提示する閲覧資料を参考にしてください。又、廃棄物の学外への搬出は大学に行います。 |
| 95 | | 受付業務 | 27 | 2 | (1) | (3) | 4) | | | 受付業務の業務内容において「出入管理」及び「不審者の侵入防止」とありますが、警備業務としての概念が含まれると考えられます。配置する人員は、警備業に関する法に準じない受付事務員と考えてよろしいでしょうか。 | お考えの通りです。 |
| 96 | | 受付業務の業務内容 | 27 | 2 | (1) | 1) | | | | 来訪者受付業務には「渡り廊下で結ばれる隣接する2棟の既存建物(「理学」・「新4号館」)への来訪者も対象とする」とありますが、業務は本件施設1箇所で行えば足りるとの理解で宜しいでしょうか。 合計3棟に対する来訪者受付を本件施設で一元的に行うために、セキュリティシステムの統一化を目的として、本件施設以外の既存2棟のセキュリティシステム及び電気錠を改変又は更新することは可能でしょうか。 | お考えの通りです。 既存施設の変更は認めません。 |
| 97 | | 受付業務の業務内容 | 27 | 2 | (1) | 3) | | | | 出入管理について、大学教職員や学生等、通常IDカードを携帯している者が本件施設の隣接既存建物に直接入館し又は退館する場合の出入管理は、本事業の業務範囲外と理解して宜しいでしょうか。 | お考えの通りです。 |
| 98 | | 受付業務の業務内容 | 27 | 2 | (1) | 4) | | | | 不審者の侵入防止について、本件施設の隣接既存建物へ本件施設を経由しないで侵入しようとする不審者の侵入防止策は大学の責任において行われるとの理解で宜しいでしょうか。 | お考えの通りです。 |
| 99 | | ヘルプサービス業務の業務内容 | 27 | 3 | (1) | 2) | | | | 大学又は利用者が別途設置した特殊空間(低温室、高温室、動物飼育室、クリーンルーム)の修繕・改修計画策定は本事業の業務外と考えて宜しいでしょうか。 ラボ内の修繕・改修計画策定について、実験等特殊な使用方法に起因する内装や建具等の劣化を想定して修繕・改修計画を策定するのは困難と思われませんが、修繕・改修計画は通常の使用方法の下で予想される劣化を踏まえて行えば良いと理解して宜しいでしょうか。 | お考えの通りです。 お考えの通りです。 |

| 番号 | 書類No. | 項目 | 頁 | 1 (条) | 1 (項) | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----------------|----------------|--------------|----------|-----|----|---|---|---|---|
| 100 | | ヘルプサービス業務の業務内容 | 27 | 3 | (1) | 2) | | | | 改修計画策定における改修計画の対象は、建物全体を指すのでしょうか。それともラボを指すのでしょうか。 | ラボ内を指します。ラボ内の修繕 改修計画の内容は 修繕マニュアルの作成 入れ替えに伴う利用者の改修案への専門的なサポート等です。 |
| 101 | | ヘルプサービス業務の業務内容 | 27 | 3 | (1) | 2) | | | | 「施工管理」とありますが、施工は事業者の業務外で施工管理が事業者の業務内なのでしょうか。施工管理は事業者が策定した修繕 改修計画に沿ったものを対象に行えば良いとの理解で宜しいでしょうか。 | ラボの入替えに伴う工事は別途大学の責任において実施します。事業者が行う「施工管理」とは、スケジュール及び施工方法等に関する打合せに参加し提言を行うものとなります。なお、必要に応じて施工の立会いも事業者の業務とします。お考えの通りです。 |
| 102 | | 修繕等 | 22 及び 23 | 3 及び 4 | (2) | 2) | | | | 建物保守管理業務及び設備保守管理業務の「修繕等」につきまして、提案者の受け取り方により大きなバラツキが生じる可能性があると思われます。修繕の業務範囲をより明確に定義していただきたく、よろしくお願い致します。 | 修繕等の対象範囲は22頁-(10)-5)によるものとし、また年度ごとの計画修繕の内容については事業者の提案によることとします。 |
| 103 | | 基礎項目審査 | 3 | 5 | (2) | | | | | 「基礎項目審査の審査項目及び審査基準」の表中、事業計画 - 長期収支計画の審査基準欄に「年度ごとの極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと」とあります。SPCが事業期間中に必要な修繕 更新費を内部留保として積み立て、これを修繕 更新実施年度に取り崩した場合、単年度DSCRが1.0を切る程度のキャッシュフロー変動が十分に起こり得ますが、SPCに資金不足が生じない限りは「極端なキャッシュフロー変動」には該当しないと理解して宜しいでしょうか。 | お考えの通りです。 |
| 104 | | 維持管理計画等に関する事項 | 6 | 5 | (3) | 3) | | | | 維持管理業務全般の評価基準の中に「長期修繕計画は、ライフサイクルコストの最小化を図るための工夫をしたものとなっているか」とありますが、長期修繕計画の提案様式が見当たりません。長期修繕計画の提案が必要とされるのであれば、どの様式にどのような要領で記載するのでしょうか。 | 様式46に追加1枚程度で、長期修繕計画の基本的な考え方及び、ポイントを記載してください。 |
| 105 | | | 1 | 1 | | | | | | 本事業契約において「建設用地」と「本件土地」をそれぞれ定義した意図をご教示いただけますか。第9条において「建設用地」と「本件土地」との関係をご理解すればよろしいでしょうか。 | 全て「本件土地」に修正いたします。 |
| 106 | | 第1章 用語の定義 | 2 | 1 | 15 | | | | | 設計「建設期間」が平成17年1月末までとなり、一方「維持管理期間」は平成17年4月1日からとなります。この2ヶ月間は何を想定されているのでしょうか。 | 設計「建設期間」は、平成17年3月末までと訂正します。 |
| 107 | | | 2 | 1 | | | | | | (16)の「大学が別途本契約に」は「大学が別途本事業契約に」が正と理解してよいですか。 | ご理解のとおりですので、修正いたします。 |
| 108 | | 事業者 | 4 | 7 | 3 | | | | | 事業者の構成員及び協力会社の事情」とは、例えばどのような事情を想定されていますでしょうか。 | 出資者間の取り決めや、協力会社への業務の委託契約等の不備、事業者の構成員等の行為等によるものなどを想定しております。事業者の構成員及び協力会社の事情については、事業者の故意・過失の有無を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなします。 |
| 109 | | | 4 | 9 | | | | | | 第9条に以下の追加をご検討いただけますか。大学は、事業者による本件工事開始前までに、本件土地を事業者に提供するものとする。 | 原案のとおりとします。 |
| 110 | | 許認可、届出等 | 5 | 10 | 5 | | | | | 事業者は、許認可取得の遅延により増加費用が生じた場合、当該増加費用を負担する」とありますが、大学が取得する許認可取得の遅延による増加費用は、大学が負担すると理解して宜しいでしょうか。宜しければ、事業者が取得する許認可取得の遅延により…と改定いただけないでしょうか。 | 大学が取得する許認可取得の遅延であっても、事業者が提供すべき必要資料等を提供しなかった等の場合には、事業者が増加費用を負担します。そのような趣旨で文言を修正いたします。 |
| 111 | | | 5 | 10 | 5 | | | | | 第10条第5項但書を以下のとおり変更願います。ただし、当該遅延が大学の責めに帰すべき場合は、大学が増加費用及び損害（本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。）を負担する。 | 原案のとおりとします。ご質問のような費用についても、当該遅延と相当因果関係を有する範囲のものは含まれます。 |
| 112 | | 第2章 総則 | 5 | 11 | | | | | | 大学にて負担していただく当該増加費用及び損害は発生時にお支払いいただくと理解してよろしいでしょうか。 | |
| 113 | | | 5 | 11 | | | | | | 第11条の「当該増加費用並びに損害」について以下の追加をご検討いただけますか。当該増加費用並びに損害（本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。） | 原案のとおりとします。大学が負担すべき「増加費用並びに損害」は、入札説明書等の誤謬等と相当因果関係を有する範囲に限られます。 |

| 番号 | 書類No. | 項目 | 頁 | 1 (条) | 1 (項) | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-------------------------|---|----------|----------|-----|----|---|---|---|--|
| 114 | | | 5 | 12 | 1 | | | | | 第12条第1項の末尾に以下の追加をご検討いただけますか。 「大学は合理的な理由なくかかる確認を留保又は遅延しない。」 | 原案のとおりとします。 |
| 115 | | | 5 | 12 | 4 | | | | | 基本協定書第4条第1項において本件施設の設計にかかる業務を受託又は請け負う企業が特定されることから、第12条第4項につき以下の追加をご検討いただけますか。 ただし、基本協定書第4条第1項に規定する事業者が本件施設の設計にかかる業務を委託又は請け負わせるものについては、大学の書面による承諾を要しない。 | 原案のとおりとします。 |
| 116 | | 入札説明書、要求水準書の不備 誤謬又は内容変更 | 5 | 12 | 1 | | | | | 大学が増加費用及び損害を負担する場合の支払方法、支払時期をご教示下さい。 | |
| 117 | | 本件施設の設計 | 6 | 12 | 9 | | | | | 大学の責めに帰すべき事由により設計費用が減少した場合にサービス購入費が減額されるのは不合理ではないでしょうか。 設計費用が減少する場合、割賦料は変更されないと理解して宜しいでしょうか。 同額減少させることができる」とありますが、一時に減少させるのでしょうか、それとも減少額を平準化するのでしょうか。或いはそれ以外の方法でしょうか。 | 原案のとおりとします。 割賦金利の性質上設計費用の減少費より、割賦金利も減額されるのが原則となります。 減少費用については、本件施設の施設整備費に組み込まれると考えます。 |
| 118 | | | 6 | 12 | 9 | | | | | 第12条第9項の「当該増加費用」について以下の追加をご検討いただけますか。 当該増加費用（本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。） | 原案のとおりとします。ご質問のような費用についても、要求水準書の不備等と相当因果関係を有する範囲で含まれます。 |
| 119 | | 第3章 本件施設の設計 | 6 | 13 | 2 | | | | | 大学にて負担いただける増加費用については発生時にお支払いいただけると理解してよろしいでしょうか。 | |
| 120 | | | 6 | 13 | 2 | | | | | 第13条第1項に基づく大学による設計図書の変更請求については第13条第2項の適用があるものと理解してよいですか。この理解でよい場合、第13条第2項の「大学は、自らの要求に基づき」を「前項に従い大学が自らの要求に基づき」に変更していただけますか。 | ご理解のとおりです。ただし、条項については、原案のとおりとします。 |
| 121 | | | 6 | 13 | | | | | | 第13条第7項として以下の追加をご検討いただけますか。 7 大学が工期の変更を伴う本件施設の設計図書の変更又は事業者の提案の範囲を逸脱する本件施設の設計変更を事業者に提案した場合、事業者が発生する合理的な増加費用（本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。）を負担するものとする。 | 原案のとおりとします。ご指摘の趣旨は、特に規定しなくとも、大学が事業者の提案の範囲を逸脱する設計変更を提案した場合には、第1項の違反の問題として扱うことにより、対応できるものと理解します。ただし、その場合に大学が負担することとなる増加費用の範囲は、大学が事業者の提案の範囲を逸脱する設計変更を提案したことと相当因果関係を有する範囲に限られますので、本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用」につき、必ずしもその全部を大学が負担することにはならない場合があります。 |
| 122 | | 第3章 本件施設の設計 | 6 | 14 | 3 | | | | | 大学にて負担いただける増加費用については発生時にお支払いいただけると理解してよろしいでしょうか。 | |
| 123 | | 第3章 本件施設の設計 | 6 | 14 | 4 | | | | | 本件引渡日に変更された場合、サービス購入費の支払スケジュールはどうなるのでしょうか。 | サービス購入費の支払いを毎年4月及び10月に行うというスケジュールについては、変更致しません。 |
| 124 | | | 6 | 14 | 3 | | | | | 第14条第3項の「事業者の費用」に以下の追加をご検討いただけますか。 事業者の費用（本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。） | 原案のとおりとします。本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する費用を大学が負担するかどうかは、大学と事業者の協議に基づいて決定されると考えます。 |

| 番号 | 書類No. | 項目 | 頁 | 1 (条) | 1 (項) | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|-----|-------|---------------|----|----------|----------|-----|----|---|---|---|---|
| 125 | | | 8 | 18 | 1 | | | | | 第18条第1項の末尾に以下の追加をご検討いただけますか。 ただし、大学は、事業者による本施設の設計に係る業務の工程に影響を生じさせない範囲において本施設の設計状況その他についての説明又は書類の提出を求めることができるものとする。 | 原案のとおりとします。 |
| 126 | | 本施設の建設 | 8 | 20 | 3 | | | | | 別紙 3第 1項に定める保険に加入するのは、設計建設期間のうち建設期間中であるとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。明確にすべく 事業契約書を修正いたします。 |
| 127 | | | 9 | 22 | 1 | | | | | 基本協定書第 4条第 1項において本施設の建設にかかる業務を受託又は請け負う企業が特定されることから、第22条第1項につき以下の追加をご検討いただけますか。 ただし、基本協定書第 4条第 1項に規定する事業者が本施設の建設にかかる業務を委託又は請け負わせるものについては、大学の書面による承諾を要しない。 | 原案のとおりとします。 |
| 128 | | | 9 | 22 | 2 | | | | | 第23条第2項の末尾に以下の追加をご検討いただけますか ただし、大学は合理的な理由なくかかる承認を留保又は遅延しない。 | 原案のとおりとします。 |
| 129 | | 第4章 本施設の建設 | 10 | 25 | 2、3 | | | | | 大学にて負担いただける損害及び増加費用については、発生時にお支払いいただけると理解してよろしいでしょうか。 | |
| 130 | | | 10 | 25 | 2 | | | | | 第25条第2項8行目の「増加費用」に以下の追加をご検討いただけますか。 増加費用（本事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。） | 原案のとおりとします。ご質問のような費用についても、参考資料の誤びゅう等と相当因果関係を有する範囲で含まれます。 |
| 131 | | | 10 | 25 | 3 | | | | | 第25条第3項2行目の「合理的な増加費用及び損害」に以下の追加をご検討いただけますか。 合理的な増加費用及び損害（本事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。） | 原案のとおりとします。ご質問のような費用についても、報告書の不備、誤びゅう等と相当因果関係を有する範囲で含まれます。 |
| 132 | | 本施設の建設に伴う近隣対策 | 11 | 27 | 5 | | | | | 本施設を設置・運営すること自体に直接起因するものについては大学が負担する」とありますが、お支払いについても直接対応いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | 近隣対策については、第一次的には事業者が対応義務を負い、これに要した費用は、事業契約第27条第5項の定めに従って分担されることとなります。従って、費用の支払については、大学が直接行うのではなく事業者が第一次的に行い、事後的に、事業者から大学に対して、大学の負担分をご請求いただくこととなります。 |
| 133 | | 本施設の建設に伴う近隣対策 | 11 | 27 | 5 | | | | | 事業者に生じた費用を大学が負担する場合の支払方法、時期をご教示下さい。 | |
| 134 | | | 11 | 28 | 3 | | | | | 第28条第3項の末尾に以下の追加をご検討いただけますか。 ただし、大学は、本件工事の工程に影響を生じさせない範囲において本件工事に立ち会うことができるものとする。 | 原案のとおりとします。 |
| 135 | | 第4章 本施設の建設 | 12 | 29 | 2 | | | | | 大学にて負担いただける合理的な増加費用には資金調達に係る事業者が生じた費用も含まれると理解してよろしいでしょうか。また、当該増加費用及び損害は発生時にお支払いいただけると理解してよろしいでしょうか。 | ご質問のような費用についても、工事の中止・続行と相当因果関係を有する範囲で含まれます。支払方法： |

| 番号 | 書類No. | 項目 | 頁 | 1 (条) | 1 (項) | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----------------|----|----------|----------|-----|----|---|---|---|--|
| 136 | | 工事中止等 | 12 | 29 | 2 | | | | | 合理的な増加費用若しくは被った合理的な損害を大学が負担するのは大学が「必要と認めるとき」に限るよう読み取れますが、事業者の責に帰すべき事由又は不可抗力により施工を一時中止した場合以外はすべて必要と認めていただけるかと理解して宜しいでしょうか。また、大学が負担する場合の支払方法、支払時期をご教示下さい。 | 大学が増加費用又は損害を負担するのは、文字どおり大学が必要と認めて本件工事を中止した場合に限られ、事業者の責に帰すべき事由又は不可抗力以外の事由により本件工事を中止した場合に、必ずしも大学が増加費用又は損害の全てを負担することにはなるとは限りません。 支払方法： |
| 137 | | | 12 | 29 | 2 | | | | | 第29条第2項の「必要となった合理的な増加費用」に以下の追加をご検討いただけますか。 必要となった合理的な増加費用（本件事業に関して事業者が融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む）。 | 原案のとおりとします。ご質問のような費用についても、工事中止 続行と相当因果関係を有する範囲で含まれます |
| 138 | | | 12 | 29 | 3 | | | | | 第29条第3項及び第4項について以下の変更をご検討いただけますか。 3 大学が別途発注する備品の本件施設への搬入作業が、本件工事に密接に関連する場合において、必要がある場合には、事業者は本件工事の工期の変更を伴わない限度で施工スケジュールの調整を行い、大学が行う備品の搬入に可能な限り協力する。 2 大学が別途発注する備品の搬入作業に要する費用は大学が負担するものとし、前項の事業者の協力に要する費用は事業者の負担とする。 | 原案のとおりとします。搬入作業に伴う 工期の変更については、事業契約第38条により対応できるものと理解します。備品の搬入作業に要する費用は、本件事業の外で大学が発注する備品の搬入ですので、大学が負担します。 |
| 139 | | 損害等の発生 | 12 | 30 | 1 | | | | | 事業者は、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、臭気の発生等により第三者に損害が発生した場合は、その損害を事業者が負担しなければならない」とされていますが、通常の公共工事として発注される場合に適用される公共工事標準請負契約約款では、これらの損害は発注者である公共の負担とされています。この損害負担者を大学としていただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。本件工事に通常伴う事情に起因する損害ですので、事業者負担とさせていただきます。 |
| 140 | | 本件工事中に第三者に生じた損害 | 12 | 30 | 1 | | | | | 公共工事標準請負契約約款では、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼした場合の賠償負担は全額公共側にありますが、本事業についてすべて事業者がその損害を負担するというのは、不合理ではないでしょうか。 | 原案のとおりとします。本件工事に通常伴う事情に起因する損害ですので、事業者負担とさせていただきます。 |
| 141 | | | 12 | 30 | 1 | | | | | 第30条第1項の末尾に以下の追加をご検討いただけますか。 ただし、その損害のうち大学の責に帰すべき事由による生じたもの（大学の提示条件に起因するものを含む。）については、大学が負担しなければならない | 原案のとおりとします。特に規定しなくても、ご指摘の趣旨は達成されると理解します。 |
| 142 | | | 13 | 32 | 1 | | | | | 第32条第1項につきの追加をご検討いただけますか。 前条の完成検査及び維持管理業務等準備が完了したことを受けて事業者から提出された完成届を大学が受領した場合、大学は、当該完成届の受領の日から7日以内に本施設が要求水準書等に規定された性能及び使用を充足し、維持管理業務等を実際実施する体制にあることを確認する。 | 原案のとおりとします。ただし、大学は、遅滞なく維持管理体制の確認を行うことを想定しています。 |
| 143 | | 損害等の発生 | 14 | 36 | 3 | | | | | 大学の指示、変更要求に起因して本件工事に要する費用が減少した場合、その減少費用を施設整備費相当から減額する。」とありますが、前記の場合に、金融関連費用（スワッププレークコスト等）が発生した場合、その費用負担はどのようになるのでしょうか。 | 事業契約第81条に基づき協議を行い、必要と判断された場合、大学が負担することがあります。 |
| 144 | | | 14 | 36 | 3 | | | | | 第36条第3項に以下の追加をご検討いただけますか。 大学の責めに帰すべき事由により、本件工事に要する費用が増加した場合、大学は、事業者に対して、その増加費用を負担する。 | 原案のとおりとします。特に規定しなくても、大学の責に帰すべき事由により増加費用が生じた場合には、大学がこれを負担することになると理解します。 |
| 145 | | | 15 | 37 | 4 | | | | | 「1年以内」を「6ヶ月以内」に変更願います。 | 原案のとおりとします。 |
| 146 | | | 15 | 38 | 1 | | | | | 第38条第1項に以下の追加をご検討いただけますか。 大学と事業者との協議により工期が変更された場合、大学は、工期の変更により事業者が生じる合理的な追加費用（本件事業に関して事業者が融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。）を負担するものとする。 | 原案のとおりとします。ご指摘の事項については、大学と事業者の協議に基づいて決定されるかと考えます。 |

| 番号 | 書類No. | 項目 | 頁 | 1 (条) | 1 (項) | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|-----|-------|------------------------|----|----------|----------|-----|----|---|---|---|--|
| 147 | | | 15 | 38 | 2 | | | | | 第38条第2項に以下の追加をご検討いただけますか。 大学と事業者との協議あるいは大学の定めるところにより工期が変更された場合、大学は、工期の変更により事業者が生じる合理的な追加費用（本件事業に関して事業者が融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。）を負担するものとする。 | 原案のとおりとします。ご指摘の事項については、大学と事業者の協議に基づいて決定されると考えます。 |
| 148 | | 第4章 本件施設の建設 | 15 | 39 | | | | | | 大学にて負担いただける合理的な増加費用には資金調達に係る事業者が生じた費用も含まれるのでしょうか。また、当該増加費用及び損害は発生時にお支払いいただけるご理解してよろしいでしょうか。 | ご質問のような費用についても、合理的な範囲で含まれます。 支払方法： |
| 149 | | 本件施設の引渡し遅延による費用負担 | 15 | 39 | 2 | | | | | 施設費相当から本件施設に係る引渡しを受けた部分に相応する額を控除した額につき」とありますが、部分引渡しを認めるということでしょうか。 | 部分引渡しは認めません。条項をそのように修正いたします。 |
| 150 | | | 15 | 39 | 1 | | | | | 第39条第1項の「増加費用」に以下の追加をご検討いただけますか。 増加費用（本件事業に関して事業者が融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。） また、大学はその他に遅延損害金を負担しない。」は削除願います。大学が遅延損害金を負担しないとする根拠をご教示いただけますか。 | 原案のとおりとします。ご質問のような増加費用についても、当該遅延と相当因果関係を有する範囲で含まれます。また、事業者が負担した合理的な増加費用は、大学が負担しますので、さらに遅延損害金を負担する必要はないと考えます。 |
| 151 | | | 15 | 39 | 3 | | | | | 不可抗力を起因とする工期延長等による本件施設の引渡し遅延に係るリスクについては、不可抗力を起因とする場合には事業者が付保する保険での手当ても困難であるため、大学による負担としていただきたいと考えますのでご検討いただけますか。 | 原案のとおりとします。 |
| 152 | | 維持管理業務等計画書の作成 提出 | 15 | 40 | 1 | | | | | 大学が定めて事業者へ通知する「時期をご教示下さい。また、この時期を事業契約書に明記いただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。ただし、事業者が維持管理業務等計画書の作成に十分な期間を設けることとします。 |
| 153 | | 第5章 本件施設の維持管理及び運営補助 | 16 | 41 | 2 | | | | | 大学にて負担いただける「当該増加費用」については、発生時にお支払いいただけるご理解してよろしいでしょうか。 | |
| 154 | | 本件施設の維持管理及び運営補助に伴う近隣対策 | 16 | 41 | 2 | | | | | 大学が要求水準書等において事業者に提示した条件に関する近隣住民等の要望活動 訴訟について、その対応は大学が主体的に行うとの理解で宜しいでしょうか。 大学が増加費用を負担する場合の支払方法、支払時期をご教示下さい。 | 対応を行うのは事業者で、大学は対応に要した費用を負担します。 大学と事業者の協議に基づいて決定されると考えます。 |
| 155 | | 本件施設の維持管理及び運営補助に伴う近隣対策 | 16 | 41 | 3 | | | | | 前項以外の近隣住民等の要望活動 訴訟に起因する本件施設の維持管理業務等に係る増加費用」として想定されるものを例示下さい。 | 事業契約第41条第2項の「事業者に提示した条件」を「本件事業の内容等、本件事業の遂行そのもの」という内容に修正します。同第3項において想定される増加費用は、通常要求水準書等に従って行われる維持管理業務等に関する近隣住民等の要望活動、訴訟に起因する増加費用を想定しています。 |
| 156 | | | 16 | 41 | 2 | | | | | 第41条第2項の「当該増加費用」について以下の追加をご検討いただけますか。 当該増加費用（本件事業に関して事業者が融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。） | 原案のとおりとします。ご質問のような増加費用についても、当該要求水準等と相当因果関係を有する範囲で含まれます。 |
| 157 | | | 16 | 42 | 1 | | | | | 基本協定書第4条第1項において本件施設の維持管理業務を受託又は請け負う企業が特定されることから、第42条第1項につき以下の追加をご検討いただけますか。 ただし、基本協定書第4条第1項に規定する事業者が本件施設の維持管理業務を委託又は請け負わせるものについては、大学の書面による承諾を要しない。 | 原案のとおりとします。 |
| 158 | | | 16 | 42 | 2 | | | | | 第42条第2項の末尾に以下の追加をご検討いただけますか。 ただし、大学は合理的な理由なくかかる承認を留保又は遅延しない。」 | 原案のとおりとします。 |

| 番号 | 書類No. | 項目 | 頁 | 1 (条) | 1 (項) | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|-----|-------|---------------------|----|----------|----------|-----|----|---|---|---|---|
| 159 | | | 17 | 43 | 3 | | | | | 法令変更による要求水準書の変更に伴う維持管理業務等に係る費用の増加は大学の負担とされるべきと考えます。従って、第43条第3項につき以下の変更をご検討いただけますか。 3 大学は、法令変更による要求水準書の変更、大学の責めによる事業内容の変更及び用途変更等並びに人居者に関する事由に起因して維持管理業務等に係る費用が増加するときは、当該増加費用を負担する。ただし、当該維持管理業務等が減少しても、サービス対価の減少は行わない。 | 原案のとおりとします。要求水準書の変更に伴う維持管理業務等に係る費用の増加は、事業契約書第43条第2項によって、大学の負担となるものと理解します。 |
| 160 | | 第5章 本件施設の維持管理及び運営補助 | 17 | 44 | 2 | | | | | 大学にて負担いただける費用は発生時にお支払いいただけるかと理解してよろしいでしょうか。 | |
| 161 | | 第5章 本件施設の維持管理及び運営補助 | 17 | 44 | 3 | | | | | 本件事業の事業期間中に本件施設の大規模修繕を行う必要が生じた場合には、大学の責任と費用負担において、かかる大規模修繕を行うこととなっておりますが、当該大規模修繕は事業範囲外として別途発注されるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 162 | | 本件施設の修繕 | 17 | 44 | 3 | | | | | 要求水準書で示す機能を維持するために入札説明書書4ページ3行目「注」に定義される大規模修繕を行う必要が生じた場合も、その必要が事業者帰責事由により生じたものでない限り、PF事業範囲外と理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 163 | | | 17 | 44 | | | | | | 模様替えを事業者が行う旨の記載がありますが、要求水準書において規定される事業者の業務範囲には「模様替え」は含まれていないと理解しておりますがいかがでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 164 | | | 17 | 44 | 4 | | | | | 不可抗力又は法令変更による本件施設の修繕又は模様替えに係る責任は本件施設の所有者である大学が負担すべきであると考えます。従って、第44条第4項につき以下の変更をご検討いただけますか。 4 事業者が、不可抗力又は法令変更により本件施設の修繕又は模様替えを行った場合には、大学はこれに要した一切の費用を負担する。 | 原案のとおりとします |
| 165 | | | 17 | 45 | 2 | | | | | 第45条第2項の末尾に以下の追加をご検討いただけますか。 大学は合理的な理由なくかかる承諾を留保又は遅延しない。 | 原案のとおりとします。 |
| 166 | | サービス購入費の支払い | 18 | 47 | 3 | | | | | 光熱水費について、大学が実費を負担する」とありますが、お支払いについても直接対応いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 167 | | 第三者に及ぼした損害 | 19 | 52 | 1 | | | | | 事業者が損害を負担しなければならない場合は、事業者が法的な賠償責任を負担する場合を指すと理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 168 | | 第三者に及ぼした損害 | 19 | 52 | 4 | | | | | 別紙3第2項記載の保険に加えて、大学及び事業者を被保険者とする火災保険に、事業者の費用負担で加入することは可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 169 | | | 19 | 52 | 2 | | | | | 第52条第2項の末尾に以下の追加をご検討いただけますか。 ただし、その損害のうち大学の責に帰すべき事由による生じたもの(大学の提示条件に起因するものを含む。)については、大学が負担しなければならない。 | 原案のとおりとします。 |
| 170 | | | 19 | 52 | 3 | | | | | 施設の引渡し後に、を削除していただけますか。 本項に定める大学の損害賠償責任については、大学が提示した条件につき施設の引渡し前後を区分する根拠はないように思われます。 | 条項を修正します。 |
| 171 | | | 19 | 52 | 5 | | | | | 維持管理業務等に関して不可抗力により発生した第三者の損害については、損害の原因から事業者が付保する保険の適用も困難であると考えられるため、大学の負担としていただきたいと考えます。従って、第52条第5項につき以下の変更をご検討いただけますか。 5 前各項の場合を除き、維持管理業務等に関し不可抗力により第三者に損害が発生した場合には、大学がその損害を負担するものとする。 | 原案のとおりとします。 |
| 172 | | | 19 | 52 | | | | | | 維持管理業務に伴い、通常避けることができない地盤沈下、地下水断絶、騒音、振動、臭気等の理由による第三者損害賠償を事業者が負担することとなっておりますが、本来、当該リスクは施設所有者の分担リスクとして考えられる事や、本件はBTO事業であることから、リスクの分担を再検討いただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします |

| 番号 | 書類No. | 項目 | 頁 | 1 (条) | 1 (項) | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----------------|----|----------|----------|-----|----|---|---|---|--|
| 173 | | | 19 | 53 | 1 | | | | | 「入居者による損傷」の直前に「自然劣化による損傷、」を追加していただけますか。 | 原案のとおりとします |
| 174 | | | 20 | 54 | 2 | | | | | 事業者の責任を明確にするため以下の変更をご検討いただけますか。 2 事業者は、前項の契約期間中、本事業契約に従って要求水準書等に定められた要求水準を満たす状態に保持する義務を負う | 原案のとおりとします |
| 175 | | | 20 | 55 | 3 | | | | | 以下のような猶予期間の設定をご検討いただけないでしょうか。 (3) 事業者が業務報告書に著しい虚偽記載を行い、大学が相当の期間を定めて事業者に催告したにもかかわらず、事業者から大学に対して大学が満足すべき合理的説明がなされないとき | 原案のとおりとします。 |
| 176 | | | 21 | 56 | 3 | | | | | 第56条第2項に定める違約金は予定損害賠償金と理解させていただきますと考えますので、第56条第3項については削除をご検討いただけますか。 | 原案のとおりとします。 |
| 177 | | 第6章 契約期間及び契約の終了 | 21 | 57 | 2 | | | | | 「サービス購入費のうち施設整備費相当の残額の100分の100に相当する金額については、解除前の支払スケジュールに従って支払う。」となっておりますが、以下のように変更していただけますでしょうか。 サービス購入費のうち施設整備費相当の残額の100分の100に相当する金額に当該解除日までに履行済の維持管理費等相当の未払額を加えた金額については解除前の支払スケジュールに従って支払う | ご指摘の部分につき、以下のとおり条文を修正します。なお、大学は、サービス購入費のうち施設整備費相当の残額及び当該解除の日までに履行済の維持管理業務等に係る維持管理費等相当のうち未払となっている金額の合計額の100分の100に相当する金額については、解除前の支払スケジュールに従って支払う。」 |
| 178 | | | 21 | 57 | 2 | | | | | 「サービス購入費のうち施設整備費相当の残額の100分の100に相当する額。」につき、以下の変更をご検討いただけますか。 「サービス購入費のうち施設整備費相当の残額の100分の100に、当該解除の日までに実施した維持管理業務等に対するサービス購入費のうち維持管理費等相当の未払額を加算した額」 | ご指摘の部分につき、以下のとおり条文を修正します。なお、大学は、サービス購入費のうち施設整備費相当の残額及び当該解除の日までに履行済の維持管理業務等に係る維持管理費等相当のうち未払となっている金額の合計額の100分の100に相当する金額については、解除前の支払スケジュールに従って支払う。」 |
| 179 | | | 21 | 57 | 3 | | | | | 第57条第2項に定める違約金は予定損害賠償金と理解させていただきますと考えますので、第57条第3項については削除をご検討いただけますか。 | 原案のとおりとします。 |
| 180 | | 第6章 契約期間及び契約終了 | 21 | 58 | 2 | | | | | 大学にて負担いただける損害及び合理的な増加費用は発生時にお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | |
| 181 | | 第6章 契約期間及び契約終了 | 21 | 58 | 2 | | | | | 「サービス購入費のうち施設整備費相当の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払う。」となっておりますが、以下のように変更していただけますでしょうか。 サービス購入費のうち施設整備費相当の残額の100分の100に相当する金額に当該解除日までに履行済の維持管理費等相当の未払額を加えた金額については解除前の支払スケジュールに従って支払う | ご指摘の部分につき、以下のとおり条文を修正します。この場合においても、大学は、サービス購入費のうち施設整備費相当の残額及び当該終了の日までに履行済の維持管理業務等に係る維持管理費等相当のうち未払となっている金額の合計額の100分の100に相当する金額については、終了前の支払スケジュールに従って支払う。」 |
| 182 | | | 21 | 58 | 2 | | | | | 事業者が被った損害及び合理的な増加費用」について以下の追加をご検討いただけますか。 事業者が被った損害及び合理的な増加費用（本事業に関して事業者が融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。） | 原案のとおりとします。ご質問のような増加費用についても、大学の債務不履行と相当因果関係を有する範囲で含まれます。 |
| 183 | | | 21 | 58 | 2 | | | | | 「サービス購入費のうち施設整備費相当の残額」につき、以下の変更をご検討いただけますか。 「サービス購入費のうち施設整備費相当の残額に、本事業契約の終了の日までに実施した維持管理業務等に対するサービス購入費のうち維持管理費等相当の未払額を加えた額及び当該終了により事業者が生じた一切の追加費用（本事業に関して事業者が融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。）」 | 未払いの維持管理費は追加します。一切の追加費用の詳細、金額については、大学と事業者の協議に基づいて決定される考えます。 |

| 番号 | 書類No. | 項目 | 頁 | 1 (条) | 1 (項) | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----------------|----|----------|----------|-----|----|---|---|--|---|
| 184 | | 第6章 契約期間及び契約終了 | 22 | 59 | | | | | | 「サービス購入費のうち施設整備費相当に相当する部分を、解除前の支払スケジュールに従って支払う」となっておりますが、以下のように変更していただけますでしょうか。 サービス購入費のうち施設整備費相当の残額の100分の100に相当する金額に当該解除日までに履行済の維持管理費等相当の未払額を加えた金額については解除前の支払スケジュールに従って支払う | ご指摘の部分につき、以下のとおり条文を修正します。この場合、本件施設の引渡しが完了しているときには、大学は、本件施設の所有権を保持し、サービス購入費のうち施設整備費相当の残額及び当該解除の日までに履行済の維持管理業務等に係る維持管理費等相当のうち未払となっている金額の合計額の100分の100に相当する金額を、解除前の支払スケジュールに従って支払う」 |
| 185 | | | 22 | 59 | | | | | | 「サービス購入費のうち施設整備費相当の残額」につき、以下の変更をご検討いただけますか。 サービス購入費のうち施設整備費相当に相当する部分に、本事業契約の終了の日までに実施した維持管理業務等に対するサービス購入費のうち維持管理費等相当の未払額を加えた額及び当該終了により事業者が生じた一切の追加費用（本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。）」 | 未払いの維持管理費は追加します。一切の追加費用の詳細、金額については、大学と事業者の協議に基づいて決定されると考えます。 |
| 186 | | 第6章 契約期間及び契約の終了 | 22 | 60 | | | | | | 「サービス購入費のうち施設整備費相当の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払う」となっておりますが、以下のように変更していただけますでしょうか。 サービス購入費のうち施設整備費相当の残額の100分の100に相当する金額に当該解除日までに履行済の維持管理費等相当の未払額を加えた金額については解除前の支払スケジュールに従って支払う | ご指摘の部分につき、以下のとおり条文を修正します。なお、これらの場合、大学は、サービス購入費のうち施設整備費相当の残額及び当該解除の日までに履行済の維持管理業務等に係る維持管理費等相当のうち未払となっている金額の合計額の100分の100に相当する金額を、解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。」 |
| 187 | | 法令変更等による契約の終了 | 22 | 60 | | | | | | 出来形部分に相応する工事費相当額とは具体的に何を指すのでしょうか。ご教示ください。 また、維持管理業務及び運営補助業務終了させるために要する費用とは、何を指すのでしょうか。 | 現時点で工事費相当額の範囲を具体的に明示することは困難かと考えています。維持管理業務及び運営補助業務を終了させるために要する費用とは、初期投資を行っている場合の精算のための費用などが含まれると考えておりますが、現時点ですべてを明示することは困難と考えております。 |
| 188 | | 法令変更による契約の終了 | 22 | 60 | | | | | | 「本件施設が未完成であるときは、出来形部分に相応する工事費相当額に限るとありますが、事業者には工事費以外にも設計費、工事監理費、ファイナンス組成費、SPC設立費用等の初期投資費用が生じていることが想定されます。これら施設費相当を構成する工事費以外の費用のうちSPCが業務若しくは支出を終えている部分についても査定の上、お支払いいただくことが合理的であると考えますが、このように改定いただけないでしょうか。 本件施設が未完成の時点で事業契約を解除された場合でも、解除前の支払スケジュールに従って支払うものと読み取れますが、割賦金利も支払われるとの理解で宜しいでしょうか。それともこの場合は一括支払いとなるのでしょうか。 解除に伴い事業者が発生する費用（例えばスワップブレイクコスト）はお支払いいただけないでしょうか。」 | これらの費用は、法令変更による事業者の合理的損害に該当するものであれば、第69条に従い、別紙10に従って事業者と大学とで分担されると考えます。 一括払いではなく支払スケジュールどおりの分割払いです。また、施設整備費相当（施設費相当ではない）の残額ですので、割賦金利も含まれると考えます。 これらの費用は、法令変更による事業者の合理的損害に該当するものであれば、第69条に従い、別紙10に従って事業者と大学とで分担されると考えます。 |
| 189 | | | 22 | 60 | | | | | | 「サービス購入費のうち施設整備費相当の残額」につき、以下の変更をご検討いただけますか。 サービス購入費のうち施設整備費相当の残額に本事業契約の解除により事業者が生じた一切の追加費用（本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。）」 ただし、本件施設が未完成であるときは、出来高部分に相応する工事費相当額に限るものとする。」は削除願います。 | 第69条の合理的な増加費用又は損害に含まれれば、別紙10に従い、大学が一部を負担することになります。 原案のとおりとします。 |
| 190 | | | 22 | 60 | | | | | | 「また、事業者がすでに維持管理業務又は運営補助業務を開始している場合、大学は、維持管理業務又は運営補助業務を終了させるために要する費用」につき、以下の変更をご検討いただけますか。 また、事業者がすでに維持管理業務又は運営補助業務を開始している場合、大学は、サービス購入費のうち施設整備費相当の残額に本事業契約の解除により事業者が生じた一切の追加費用（本件事業に関して事業者に融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。）に本事業契約の解除の日までに実施した維持管理業務等に対するサービス購入費のうち維持管理費等相当の未払額を加算した額及び維持管理業務又は運営補助業務を終了させるために要する一切の費用」 | 維持管理費の未払額は追加します。 |

| 番号 | 書類No. | 項目 | 頁 | 1 (条) | 1 (項) | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----------------|----|----------|----------|-----|----|---|---|--|---|
| 191 | | 第6章 契約期間及び契約の終了 | 22 | 61 | | | | | | サービス購入費のうち施設整備費相当の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払う」となっておりますが、以下のように変更していただけないでしょうか。サービス購入費のうち施設整備費相当の残額の100分の100に相当する金額に当該解除日までに履行済の維持管理費等相当の未払額を加えた金額については解除前の支払スケジュールに従って支払う。 | ご指摘の部分につき、以下のとおり条文を修正します。なお、これらの場合、大学は、サービス購入費のうち施設整備費相当の残額及び当該解除の日までに履行済の維持管理業務等に係る維持管理費等相当のうち未払となっている金額の合計額の100分の100に相当する金額を、解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。」 |
| 192 | | 不可抗力による契約終了 | 22 | 61 | | | | | | 出来形部分に相応する工事費相当額とは具体的に何を指すのでしょうか。また、維持管理業務及び運営補助業務終了させるために要する費用とは何を指すのでしょうか。 | 現時点で工事費相当額の範囲を具体的に明示することは困難かと考えています。維持管理業務及び運営補助業務を終了させるために要する費用とは、初期投資を行っている場合の精算のための費用などが含まれると考えておりますが、現時点ですべてを明示することは困難と考えております。 |
| 193 | | 不可抗力による契約終了 | 22 | 61 | | | | | | 本件施設が完成している場合には、その所有権は大学が取得又は大学に留保されるもの」とありますが、一旦完成していれば、その後不可抗力によって損傷又は倒壊した場合でも、書類審査等の方法によって完成している場合」とお認めいただけないでしょうか。本件施設が未完成の時点で契約が解除される場合、大学が査定する出来形とは不可抗力事由発生直前の出来形であると理解して宜しいでしょうか。 | 本件施設が完成しているか否かは、32条に定めるしゅん功確認に基づき判断します。買取時、すなわち不可抗力事由発生後の出来形と考えております。 |
| 194 | | | 22 | 61 | | | | | | 「事業者へ通知の上で」を「事業者と協議の上、」へ変更していただけますか。 「サービス購入費のうち施設整備費相当の残額」につき、以下の変更をご検討いただけますか。 「サービス購入費のうち施設整備費相当の残額に本事業契約の解除により事業者が生じた一切の追加費用（本件事業に関して事業者が融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。）」 ただし、本件施設が未完成であるときは、出来形部分に相応する工事費相当額に限るものとする。」は削除願います。 | 原案のとおりとします。 第71条の合理的な増加費用又は損害に該当するものについては、別紙11に従って、これらの費用は、事業者と大学とで分担されると考えます。 原案のとおりとします。 |
| 195 | | | 22 | 61 | | | | | | また、事業者がすでに維持管理業務又は運営補助業務を開始している場合、大学は、維持管理業務又は運営補助業務を終了させるために要する費用」につき、以下の変更をご検討いただけますか。 また、事業者がすでに維持管理業務又は運営補助業務を開始している場合、大学は、サービス購入費のうち施設整備費相当の残額に本事業契約の解除により事業者が生じた一切の追加費用（本件事業に関して事業者が融資する金融機関等から事業者が請求される当該融資に係る条件変更、解約等に伴い発生する一切の費用を含む。）」に本事業契約の解除の日までに実施した維持管理業務等に対するサービス購入費のうち維持管理費等相当の未払額を加算した額及び維持管理業務又は運営補助業務を終了させるために要する一切の費用」 | 維持管理費の未払額は追加します。 |
| 196 | | 不可抗力による契約終了 | 22 | 61 | | | | | | 本件施設が未完成であるときは、出来形部分に相応する工事費相当額に限る」とありますが、事業者には工事費以外にも設計費、工事監理費、ファイナンス組成費、SPC設立費用等の初期投資費用が生じていることが想定されます。これら施設費相当を構成する工事費以外の費用のうちSPCが業務若しくは支出を終えている部分についても査定の上、お支払いいただくことが合理的であると考えますが、このように改定いただけないでしょうか。 本件施設が未完成の時点で事業契約を解除された場合でも、解除前の支払スケジュールに従って支払うものと読み取れますが、割賦金利も支払われるとの理解で宜しいでしょうか。それともこの場合は一括支払いとなるのでしょうか。 解除に伴い事業者が発生する費用（例えばスワップブレイクコスト）はお支払いいただけないのでしょうか。 | 不可抗力による事業者の合理的損害に該当するものであれば、第71条に従い、別紙11に従って事業者と大学とで分担されると考えます。 一括払いではなく支払スケジュールどおりの分割払いです。また、施設整備費相当（施設費相当ではない）の残額ですので、割賦金利も含まれると考えます。 不可抗力による事業者の合理的損害に該当するものであれば、第71条に従い、別紙11に従って事業者と大学とで分担されると考えます。 |
| 197 | | 事業者による表明・保証及び誓約 | 24 | 65 | 2 | | | | | 契約上の地位の譲渡及び担保提供等について、資金調達のため金融機関に対し行う場合にはご承認いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | 大学が必要と判断する場合には承認します。 |
| 198 | | | 24 | 66 | 1 | | | | | 「各事業年度内の予算の範囲内」とする条件では事業者による本事業の資金調達が困難となりかねませんので、以下の修正をご検討いただけますか。 第66条 大学は事業者に対して、契約締結日現在において、本事業契約が、適法、有効かつ拘束力ある大学の債務を構成し、本事業契約の履行に必要な債務負担行為が国会において決議されており、当該債務負担行為に従って大学の債務を執行することを表明し保証する。 | 原案のとおりとします。 |

| 番号 | 書類No. | 項目 | 頁 | 1 (条) | 1 (項) | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----------------------------|----|--------------|----------|-----|----|---|---|--|--|
| 199 | | 契約保証金 | 24 | 67 | | | | | | 入札説明書 13ページ「14 入札保証金及び契約保証金(2)」の記載内容と明らかに相反する内容ですが、ご訂正がありましたらお示し下さい。 | 入札説明書の内容を正として、契約書を修正します。 |
| 200 | | | 25 | 69 | | | | | | 以下の追加(下線部)をご検討いただけますか。 第69条 法令変更により、施設整備業務につき事業者 に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、本事業 契約において特に定める場合を除き、当該増加費用 又は損害の負担は別紙10に従うものとする。なお、大 学及び事業者は、必要に応じ、当該増加費用の負担方 法等について協議して決定することができるものとし る。 なお、法令変更により維持管理業務等について事業者 に発生した増加費用又は損害については、本件施設の 所有者が大学であることから大学の負担としていただき たいと考えます。 | 「本事業契約において特に定める場合を除き」に 関しては、追加します。なお、大学及び事業者 は、必要に応じ、当該増加費用の負担方法等 について協議して決定することができるものとし る。」については、追加しません。 |
| 201 | | | 26 | 71 | | | | | | 以下の追加(下線部)をご検討いただけますか。 第71条 不可抗力により、施設整備業務、維持管理業 務等につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発 生した場合、本事業契約において特に定める場合を除 き、当該増加費用又は損害の負担は別紙11に従うもの とする。なお、大学及び事業者は、必要に応じ、当該増 加費用の負担方法等について協議して決定することが できるものとする。 なお、不可抗力により維持管理業務等について事業者 に発生した増加費用又は損害については、本件施設の 所有者が大学であることから大学の負担としていただき たいと考えます。 | 「本事業契約において特に定める場合を除き」に 関しては、追加します。なお、大学及び事業者 は、必要に応じ、当該増加費用の負担方法等 について協議して決定することができるものとし る。」については、追加しません。 |
| 202 | | 不可抗力による第 三者に対する損害 の扱い | 26 | 72 | | | | | | 当該損害(ただし、第20条第4項、第32条第4項又は第 52条第4項に基づき事業者、請負人等又は受託者等は 加入した保険等により補填された部分を除く)とありま すが、 第20条には第4項がありません。ご訂正がありました らお示し下さい。 保険等により補填されてなお残余の損害がある場 合は、事業者はその残余の100分の1の負担を免れな いということでしょうか。 | 20条第3項に修正します。 ご理解のとおりです。 |
| 203 | | | 26 | 72 | | | | | | 不可抗力を起因とする第三者損害については基本的に 大学の負担としていただきたいと考えます。少なくとも 維持管理業務等についての第三者損害につきましては 、本件施設の所有者が大学であることから大学の負 担としていただきたいと考えます。 | 原案のとおりとします |
| 204 | | | 26 | 73 | | | | | | 新たな公租公課の負担について、外形標準課税制 度の創設による事業者の公租公課の新たな負担につ いては大学が負担するものと理解してよいですか。 本件事業に関して事業者には本件施設に係る不動 産所得税を負担する義務が生じますか。 | 原案のとおりとします。大学は現時点で予測可 能な外形標準課税等については負担しません。 不動産取得税は非課税扱いです。ただし、事 業者と建設業者間で締結される建設工事請負契 約及び約款において別紙に示す追加条項、追加 条項が規定されていることが条件です。なお、必 要に応じて県事務所又は総務省自治税務局 都道府県税課にお問い合わせ下さい。 |
| 205 | | 第三者割り当て | 27 | 76 | 2 | | | | | 「応募株主」の意味をご教示下さい。 | 提案書提出時の構成員です。 |
| 206 | | 財務書類の提出 | 27 | 77 | | | | | | 大学が監査済財務書類及び年間業務報告書を公開す るのは、事業者の事前の承諾を得た場合と理解して宜 しいでしょうか。 | 事前の承諾の有無に関わらず公表する場合もあ りえます。 |
| 207 | | サービス購入費の支 払方法等 | 43 | 別 紙8 | | | | | | サービス購入費を構成している施設整備費及び維持管 理費の支払いについては、その手続上、それぞれ別々 に支払われると考えてよろしいでしょうか。 | 施設整備費相当の請求書と維持管理費相当の 請求書とは、各々独立して送付できます。 |
| 208 | | | 46 | 別 紙9 | 2 | | | | | 同一の対象業務において2回の減額措置及び改善要 求を経た後、更に業務不履行があった場合、受託者等 を変更させることがある」とありますが、これらの要因と なる対象は、同一の業績監視区分のことを指すのか、 もしくは同一の事象のことを指すのかご教示願います。 | 同一の対象業務とは、建物保守管理業務、設 備保守管理業務、外構維持管理業務、清掃衛 生管理業務、警備業務、受け付け業務、ヘル プサービス業務、上記に必要な設備、備品等 の提供の各々を指します。 |
| 209 | | 法令変更による増 加費用及び損害の 負担 | 52 | 別 紙 10 | | | | | | 本事業の実施方針にあるリスク分担保では、法人の利 益に係る法人税の新設 変更によるもの以外の税制の 新設 変更によるものは大学が負担するリスクとなっ ていますが、このリスク分担保に沿って、「外形標準課税」又 は「法人の利益に係る法人税の新設 変更によるもの 以外の税制の新設 変更によるもの」として追記 し、本文中の「又は」を「、又は」と改定いた だけないでしょうか。 | 原案のとおりとします |
| 210 | | | 52 | 別 紙 10 | | | | | | 「本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変 更」について具体的な事例を明示願います。 | 現時点において、事例を明示する事は困難と考 えます。 |

| 番号 | 書類No. | 項目 | 頁 | 1 (条) | 1 (項) | (1) | 1) | ア | a | 質問 | 回答 |
|-----|-------|----------------------|----|----------|----------|-----|----|---|---|--|---|
| 211 | | 不可抗力による増加費用及び損害の負担割合 | 53 | 別紙 11 | | | | | | 各頂ただし書きに 事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する」とありますが、例えば設計 建設期間中であれば、施設費相当の100分の1の額を担保金額とする保険を付保し、この保険金を満額受領した場合には、事業者に別段の金銭負担は生じないものと理解して宜しいでしょうか。 | 増加費用額及び損害額から保険金額を差し引いた残額のうち施設費相当の100分の1の額に達するまでは、事業者に金銭負担が生じます。 |
| 212 | | | 53 | 別紙 11 | | | | | | 維持管理期間中の不可抗力による追加費用の負担の考え方について、本件事業がBTO方式であり 維持管理期間中の本件施設の所有権者が大学であるにも拘わらず、事業者の責めに帰すべき事由でもない不可抗力による追加費用の一部が事業者の負担とされる条件については合理的な根拠なく事業者に負担が課されているものと思えません。従いまして、維持管理期間中の不可抗力による追加費用は全て大学側の負担としていただきたく 事業者に負担を求めるのであれば合理的な理由をご提示願います。 | 原案のとおりとします。別紙11は第71条の不可抗力による事業者の増加費用 損害の取扱いの分担を定めるもので、施設に関して生じた損傷等はそもそも対象ではなく、従って、本件事業がBTO方式であるかBOT方式であるかには特に影響されないことと理解しております。 |
| 213 | | | 53 | 別紙 11 | | | | | | 設計 建設期間及び維持管理期間ともに、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金相当額は増加費用額及び損害額から控除する」とありますが、この場合事業者側では保険を付保するメリットが享受できないため、保険の付保は行わず、一定のリスクに対しコストを織り込むものと思われます。よって、結果的にVFMを悪化させてしまうため 事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金相当額は増加費用額及び損害額から控除する」との一文につき削除いただきたく よろしくお願い致します。 | 原案のとおりとします |
| 214 | | 事業予定者の設立 | 1 | 4 | 2 | | | | | 業務委託契約又は請負契約の締結期限を具体的な日付で記載するようになっていますが、建設工事に係る契約と維持管理に係る契約とを同時期に締結するのは実務的に困難と思考します。各業務開始予定日までに」と改定いただくことは可能でしょうか。 | 本項を「乙は、甲と乙の協議により別途定める日までに、前項に定める設計、施設整備、維持管理及び運営補助の各業務を受託する者又は請け負う者と事業予定者との間でかかる各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結せしめるものとし、締結後その写しを甲に提出するものとする。」と修正いたします。 |
| 215 | | 事業予定者の設立 | 2 | 6 | 1 | | | | | SPCの設立期限を具体的な日付で記載するようになっていますが、登記所における設立登記手続きに要する期間は事業者においてコントロールできないため、設立登記完了日が具体的な日付以降になる可能性も想定します。具体的な日付ではなく速やかに」と改定いただくことは可能でしょうか。 | ご指摘のように改訂します。 |
| 216 | | | | 8 | | | | | | 事業契約の締結に至らなかった場合、原因につき甲又は乙に帰責事由がある場合には、帰責事由のある当事者は相手方が本事業の準備に関して支出した費用を負担すべきと考えます。従って 事由の如何を問わず、甲乙いずれの責にも帰すべからざる事由により」と変更していただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします |
| 217 | | その他 | 43 | | | | | | | 施設の引渡後、事業期間中に貴大学が建物等に対して付保する損害保険につきましてご教示願います。 | 特に想定しておりません。 |